

ご存知  
ですか?

## 令和2年度 所得税確定申告のポイント

### I. はじめに

令和2年度の税制改正では、ひとり親控除が創設され寡婦(寡夫)控除が見直されました。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために様々な助成金が支給され、国税においても新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱いが順次発表されています。

今回は、令和2年度の所得税確定申告に関わる税制改正の内容や新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される助成金についての課税関係を挙げさせていただきます。

### II. 令和2年度税制改正

#### 1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

現行の寡婦(寡夫)控除については、以前より「婚姻を前提とした制度であり、未婚のひとり親に適用されない」「事実婚の確認が求められていない」「男女で控除額が異なる」等の制度上の問題点が指摘されていました。

そこで、ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除が見直されました。

[改正前]		[改正後]	
未婚のひとり親 [寡婦(夫)、特別の寡婦に該当しない者]	〈控除額〉 0円	同一年計の子有かつ 所得500万円以下かつ 事実婚無	該当 → ひとり親 〈控除額〉 35万円 〈年末調整時の申告〉 必要 非該当 → 非該当 〈控除額〉 0円 〈年末調整時の申告〉 不要
寡婦 [特別の寡婦を除く]	〈控除額〉 27万円	所得500万円以下かつ 事実婚無	該当 → 寡婦 〈控除額〉 27万円 〈年末調整時の申告〉 不要 非該当 → 非該当 〈控除額〉 0円 〈年末調整時の申告〉 必要
寡夫	〈控除額〉 27万円	事実婚無	非該当 → 非該当 〈控除額〉 0円 〈年末調整時の申告〉 必要 該当 → ひとり親 〈控除額〉 35万円 〈年末調整時の申告〉 不要
特別の寡婦	〈控除額〉 35万円		

#### 2. 給与所得控除の見直し

「働き方改革」を後押しする観点から、「所得計算上の控除」から「人的控除」へとシフトさせていくことが必要と考えられており、まずは給与所得控除額が一律に10万円引き下げられることとなりました。合わせて、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その上限額が195万円に引き下げられることとなりました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+18万円	その収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+54万円	その収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+120万円	その収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

#### 3. 基礎控除の見直し

日本の基礎控除は、「所得控除方式」を採用していますが、「高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しい」等の指摘があり、主要国における負担調整の仕組みを参考に、今回の改正で以下のように制度が改められることとなりました。

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		なし

#### 【所得控除の改正】

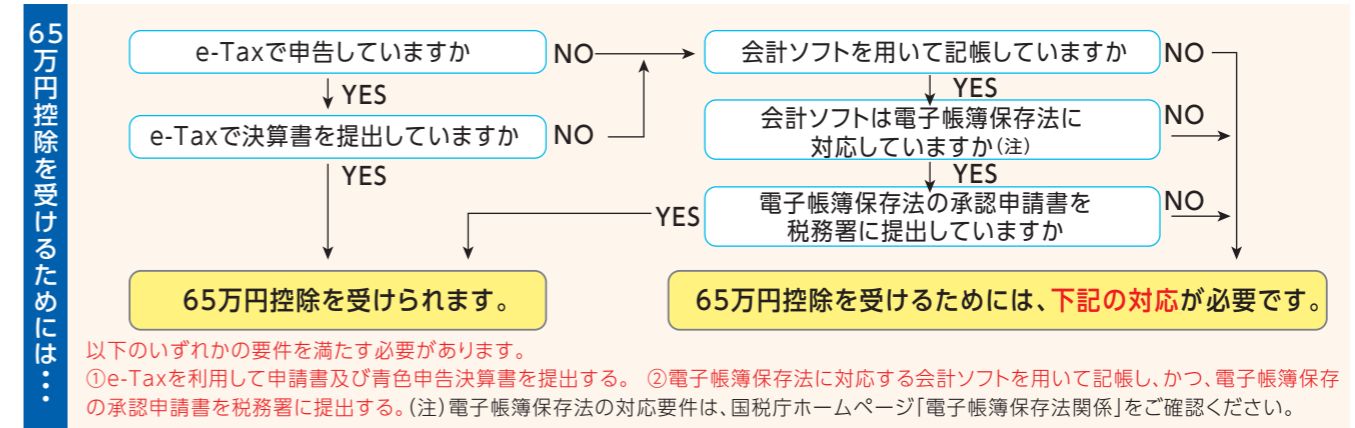
	対象	改正前	改正後
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額	38万円超、123万円以下	48万円超、133万円以下
扶養控除	生計を一にする扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
勤労学生控除	本人の合計所得金額	65万円以下	75万円以下

#### 5. 65万円の青色申告特別控除の適用要件の改正

青色申告特別控除の適用要件が改正されました。「e-Taxによる電子申告」又は「電子帳簿保存」に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出した場合は、所得控除が10万円増加する改正がされました。

改正前(令和元年分申告まで)			
青色控除	基礎控除	合計	要件
65万円	38万円	103万円	(1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2) 貸借対照表と損益計算書を添付 (3) 期限内申告
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳

改正前(令和2年分申告以後)			
青色控除	基礎控除	合計	要件
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】



#### 6. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、①特別障害者に該当する人又は②年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは③特別障害者である同一年計配偶者若しくは④特別障害者である扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1000万円を超える場合には、1000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。  
※年末調整で所得金額調整控除を適用するには、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」に必ず記載する必要があります!

### III. 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、個人に対して国や地方公共団体から給付金や助成金が支給された場合、課税されるもの非課税になるものがありますので、注意が必要です。

■国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示) (国税庁ホームページより)

非課税	課税(※)
<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金  <b>【新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの】</b> ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金  <b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b> ○学資として支給される金品 ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型のベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成	<b>【事業所得等に区分されるもの】</b> ・持続化給付金(事業所得者向け) ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化技術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金  <b>【一時所得に区分されるもの】</b> ・持続化給付金(給与所得者向け) ・GoToキャンペーン事業における給付金  <b>【雑所得に区分されるもの】</b> ・持続化給付金(雑所得者向け)

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は、この必要経費に該当します。

以上、今回は令和2年所得税確定申告に関連する税制改正の内容や助成金の課税関係を解説させていただきました。令和2年10月1日時点の国税庁発表のものです。詳しい内容については、顧問税理士の方や当事務所まで相談していただくことをお勧めします。

お問合せ先

**税理士法人 エム・エイ・シー**  
Masuda & management Accounting Consultant

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号 第五博多備成ビル9F  
TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp

